

群馬大学医学部附属病院緩和ケアセンター内規

平成26. 4. 1 制 定

改 正 平成28. 7.12 平成30. 4. 1

令和 3. 4. 1 令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院緩和ケアセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、患者及び家族の抱える身体的、精神心理的、社会的苦痛等に対し、適切な緩和ケアを行うとともに、専門的、総合的な研究を推進し、都道府県がん診療連携拠点病院として緩和ケアの推進・普及を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 緩和ケアの提供に関すること。
- (2) 緩和ケアの円滑な運営に関すること。
- (3) 緩和ケアの教育に関すること。
- (4) 緩和ケアの推進及び普及に関すること。
- (5) 緩和ケアに関連した諸記録の管理及び保管に関すること。
- (6) その他緩和ケアに関すること。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) 看護師
- (5) ソーシャルワーカー
- (6) その他必要な職員

2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長から推薦された者のうち、病院長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

4 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、群馬大学医学部附属病院緩和ケアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) 神経精神医学分野及び麻酔神経科学分野の教授
- (5) 関係診療科から選出された者 各 1 人
- (6) 腫瘍センター長
- (7) 腫瘍センター副センター長
- (8) 薬剤部から選出された者 1 人
- (9) 看護部長
- (10) 看護部から選出された看護師長 1 人
- (11) センターの看護師 若干人
- (12) ソーシャルワーカー 若干名
- (13) 医事課から選出された者 1 人
- (14) その他センター長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 7 条 前条第 5 号，第 8 号及び第 10 号から第 14 号までの委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 8 条 委員会に委員長を置き，センター長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 議長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(報 告)

第 10 条 委員長は，委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第 11 条 センターの事務は，医事課において処理する。

(雑 則)

第 12 条 この内規に定めるもののほか，センターに関し必要な事項は，委員会の議を経て別に定める。

(内規の改廃)

第 13 条 この内規の改廃は，病院運営会議の議を経て，病院長が行う。ただし，法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては，会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この内規は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 群馬大学医学部附属病院緩和医療委員会内規（平成 20 年 5 月 13 日制定）は，廃止する。

附 則

この内規は、平成 28 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。